

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案 新旧対照表

○地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号) 附則第三条関係)

傍線部分は改正部分)

改正案	現行												
<p>別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 699 1102 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 699 568 758">法律</th> <th data-bbox="568 699 1102 758">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 758 568 817">略)</td> <td data-bbox="568 758 1102 817">略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 817 568 1070">                     介護・障害福祉従事者の                      人材確保に関する特別                      措置法 平成三十年法律                      第 号)                 </td> <td data-bbox="568 817 1102 1070">                     第三条第一項、第四条第一項、第六条                      第一項及び第九条第一項の規定によ                      り都道府県が処理することとされて                      いる事務                 </td> </tr> </tbody> </table>	法律	事務	略)	略)	介護・障害福祉従事者の 人材確保に関する特別 措置法 平成三十年法律 第 号)	第三条第一項、第四条第一項、第六条 第一項及び第九条第一項の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務	<p>別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 699 2056 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 699 1518 758">法律</th> <th data-bbox="1518 699 2056 758">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 758 1518 817">略)</td> <td data-bbox="1518 758 2056 817">略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 817 1518 1070">新設)</td> <td data-bbox="1518 817 2056 1070">新設)</td> </tr> </tbody> </table>	法律	事務	略)	略)	新設)	新設)
法律	事務												
略)	略)												
介護・障害福祉従事者の 人材確保に関する特別 措置法 平成三十年法律 第 号)	第三条第一項、第四条第一項、第六条 第一項及び第九条第一項の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務												
法律	事務												
略)	略)												
新設)	新設)												

○地方財政法 昭和二十三年法律第百九号) 附則第四条関係)

傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十二 略)</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p><u>十三の二 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に要する経費</u></p> <p>十四〜三十四 略)</p>	<p>国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十二 略)</p> <p>十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費</p> <p>新設)</p> <p>十四〜三十四 略)</p>

○社会保険労務士法 昭和四十三年法律第八十九号) 附則第五条関係)

傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第一 第二条関係)</p> <p>一〇二十の十三 略)</p> <p>二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 平成四年法律第六十三号)</p> <p><del>二十の十四の二 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法 平成三十年法律第 号)</del></p> <p>二十の十五〇三十三 略)</p>	<p>別表第一 第二条関係)</p> <p>一〇二十の十三 略)</p> <p>二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 平成四年法律第六十三号)</p> <p>新設)</p> <p>二十の十五〇三十三 略)</p>